

1－36 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。

第2章 用地調査等の基本的処理

第1節 用地調査等の実施手続き施行の原則

2－1 現地踏査

受注者は、用地調査等の業務の実施にあたり、あらかじめ、発注者または調査職員の了解を得た上、調査区域内の現地踏査を行い、土地の状況または土地に定着する建物または物件の状況等の概要を把握するものとする。

2－2 算定資料

受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、調査職員と協議の上市場調査により求めるものとする。

第2節 数量等の処理

2－3 土地の面積計算数値の取扱い

座標法、数値三斜方による場合の計算の表示単位と桁数については、次の各号によるものとする。

- (1) 座標法による場合は、長さはメートル単位とし、小数点以下3位、面積は平方メートル単位とし、小数点以下6位まで求めるものとする。
- (2) 数値三斜法による場合は、底辺及び垂線長はメートル単位とし、小数点以下3位、境界辺長はメートル単位とし、小数点以下3位、面積は平方メートル単位とし、小数点以下6位まで求めるものとする。

2－4 建物等の計測

1. 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでないものとする。
2. 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3. 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
4. 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。
 - (1) 根本周囲、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
 - (2) 枝幅、樹高は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。
ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、特殊樹及び生垣用木については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
5. 芝、地被類、草花等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。

2-5 図面等に表示する数値及び面積計算

1. 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。
2. 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切り捨て）までの数値を求めるものとする。
3. 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別的小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
4. 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

2-6 計算数値の取扱い

1. 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。
2. 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方
法により行うものとする。
 - (1) 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。
 - (2) 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切り捨て）まで求める。
 - (3) 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位（小数点以下第3位切り捨て）をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

2-7 補償額算定調書に計上する数値

1. 補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるものほか、2-4による計測値を基に算出した数値とするものとする。

(1) 建物の延べ床面積は、2-5図面等に表示する数値及び面積計算第3項で算出した数値とする。

(2) 構造材、仕上げ材その他の数量は、2-6計算数値の取扱い第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

2-8 補償額等の端数処理

1. 補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号によるものとする。

(1) 補償額算定に必要となる資材単価等は、次によるものとする。

- ① 100円未満のとき1円未満切り捨て
- ② 100円以上10,000円未満のとき10円未満切り捨て
- ③ 10,000円以上のとき100円未満切り捨て

(2) 建物等の移転料の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあっては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。

(3) 建物の1平方メートル当たりで算出する単価（現在価格等）は、100円未満切り捨てとする。

(4) 各補償金における補償額は、円未満切り捨てるものとする。

(5) 工作物等の補償単価は、次によるものとする。

- ① 100円未満のとき1円未満切り捨て
- ② 100円以上10,000円未満のとき10円未満切り捨て
- ③ 10,000円以上のとき100円未満切り捨て

第3章 権利調査

第1節 調査

3-1 権利調査

権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聞き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいうものとする。

3-2 地図等の転写

地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。